

# **第8回審議会資料**

**平成27年8月18日**

**つくば市水道事業**

一 目次 一

1 審議概要 -----	1
2 特殊料金について -----	2
2-1 概要 -----	2
2-2 前回の審議結果による再審議事項 -----	2
3 答申(案)について -----	5

## 1. 審議概要

第8回審議会資料では第7回審議会で協議課題とされた特殊料金について改定方針を精査するとともに、第1回から第7回審議会で協議された事項を踏まえて整理した答申書案について協議します。

- ①特殊料金の改定について
- ②答申書(案)について

### 【審議会】

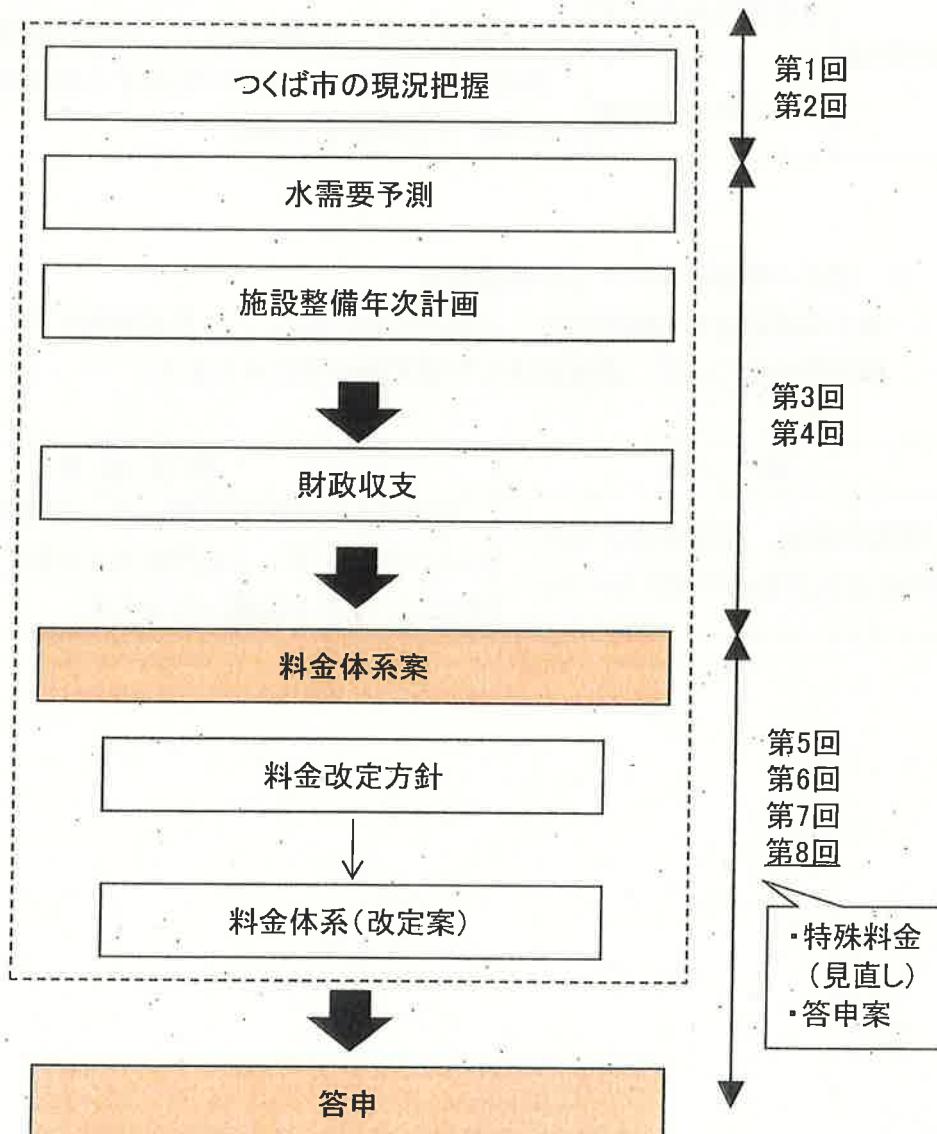


図 1-1. 検討フロー

## 2. 特殊料金について

### 2-1. 概要

- つくば市の水道料金には、標準料金のほかに特殊料金の体系があります。

表2-1. 臨時用・特殊料金の概要

区分	種別	対象
臨時用		工事その他の理由により、一時的に水道を使用する場合
特殊料金	生活専用集合住宅	アパートやマンション等の生活専用の集合・共同住宅で、一括し親メーターの検針を行い、料金の請求をしている場合
	共同住宅の共用栓	集合住宅の居住者が共用で利用する給水栓（ゴミ置場、散水栓等）を対象とする場合

### 2-2. 前回の審議結果による再審議事項

- 第7回審議会の審議内容のうち特殊料金に関しては、再度審議することとなりました。
- 特殊料金について、再度調査した結果を以下に示します。

事項	調査結果
特殊料金は、標準料金と比べて料金設定が安価なのではないか。	特殊料金の各種別において、平均的な使用水量における料金を計算し、標準料金と比較した結果、大きな差はないことが確認できました。

表 2-1 生活専用集合住宅(特殊料金)と標準料金の比較

マンション(50戸)を標準的なモデルケースとして、生活専用集合住宅(特殊料金)と標準料金について、次のとおり比較します。

- ・引込口径  $\phi$  50mm、親メーター(受水槽の手前)： $\phi$  50mm
- ・各戸の使用水量は、2ヶ月当たり  $20\text{m}^3$  (アパート・マンション等実績の平均値)

		税抜額(円)										
特殊料金 (マンション全体で一括契約)	標準料金 (各戸毎に個別契約)	参考										
・各戸メーターなし、又は各戸にメーター( $\phi$ 20mm)があるが、各戸の契約をしていない。	・各戸メーター( $\phi$ 20mm)があり、各戸の契約をしている。	参考										
マンション全体で、 $1,000\text{m}^3$ / 2ヶ月使用しているときの水道料金 ( $20\text{m}^3$ / 戸 $\times$ 50戸 = $1,000\text{m}^3$ )	<p>【参考】</p> <p>(マンション全体当たりにすると)  <math>3,600\text{円} \times 50\text{戸} = 180,000\text{円}</math></p>	<p>○特殊料金の方が、各戸当たり2ヶ月で340円高いことになります。</p>										
マンション全体としての料金	<p>【内訳】</p> <table> <tr> <td>基本料金 : (<math>\phi</math> 50mm)</td> <td>37,000円</td> </tr> <tr> <td>従量料金 : <math>160\text{円} \times 1,000\text{m}^3 = 160,000\text{円}</math></td> <td></td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>197,000円</td> </tr> </table> <p>※ 一括して料金徴収しています。</p>	基本料金 : ( $\phi$ 50mm)	37,000円	従量料金 : $160\text{円} \times 1,000\text{m}^3 = 160,000\text{円}$		計	197,000円	<p>各戸当たり <math>20\text{m}^3</math> / 2ヶ月使用しているときの水道料金</p> <p>【内訳】</p> <table> <tr> <td>各戸当たりにすると <math>197,000\text{円} \div 50\text{戸} = 3,940\text{円}</math></td> <td></td> </tr> <tr> <td>※ 大家等が集金しています。</td> <td></td> </tr> </table>	各戸当たりにすると $197,000\text{円} \div 50\text{戸} = 3,940\text{円}$		※ 大家等が集金しています。	
基本料金 : ( $\phi$ 50mm)	37,000円											
従量料金 : $160\text{円} \times 1,000\text{m}^3 = 160,000\text{円}$												
計	197,000円											
各戸当たりにすると $197,000\text{円} \div 50\text{戸} = 3,940\text{円}$												
※ 大家等が集金しています。												
各戸の料金	<p>【参考】</p> <p>(各戸当たりにすると)  <math>197,000\text{円} \div 50\text{戸} = 3,940\text{円}</math></p>											

表 2-2 共同住宅の共用栓(特殊料金)と標準料金の比較

税抜額(円)

口 径	使用水量 (m <sup>3</sup> /2ヶ月)	料金額(2ヶ月当たり)		備 考
		特殊料金	標準料金	
φ 13mm	20	3,100	2,800	
φ 20mm	20	3,900	3,600	
φ 25mm	20	6,300	6,000	

### 3. 答申書（案）について

つくば市水道事業の経営の見直しを抜本的に行い、経営健全化を図ることを目的として、平成 25 年 11 月に市長からの諮問を受け、つくば市上下水道審議会を開催し、審議を行いました。

- (1) 水道事業の経営健全化に関すること
- (2) 水道料金に関すること
- (3) 水道加入金に関すること

水道事業の経営状況については、水道料金体系の見直し、料金改定及び改定時期、水道加入金、福祉減免制度、基幹水道施設、TX 沿線開発及び水道未普及地区の整備状況、今後の事業計画及び財政計画、固定資産の活用、水需要の動向などのテーマについて、上下水道審議会において慎重に調査し、審議を行いました。

その結果として、水道事業が市民生活はもちろん、経済活動に与える影響などを十分に考慮した上で、審議を集約した答申書(案)を別紙に示します。



# 答申書（案）

平成27年8月18日

つくば市上下水道審議会

## — 目 次 —

## 上下水道審議会答申について

1	水道事業の経営健全化に関すること	1
2	水道料金に関すること	1
3	水道加入金に関すること	2

## 水道事業経営の現状について

### 水道料金について

1	水道料金の改定について	3
2	水道料金の改定率について	4
3	水道料金の改定期限について	4
4	水道料金の体系について	4

## 水道加入金について

## 上下水道審議会の提言について

1	水道料金改定の周知について	6
2	経費節減の推進について	6
3	水道料金体系の調査・研究について	6
4	上水道未整備地区の解消について	6
5	更新・耐震化の事業計画について	7
6	資産の有効活用について	7
7	受水費の値下げ要望について	7

資料1 水道料金体系（案）	10
資料2 福祉減免制度（案）	10
資料3 水道加入金（案）	10

## 上下水道審議会答申について

つくば市水道事業の経営の見直しを抜本的に行い、経営健全化を図ることを目的として、平成25年11月に市長から「水道事業の経営健全化に関すること」「水道料金に関すること」「水道加入金に関すること」の諮問を受けて、つくば市上下水道審議会を計9回にわたり開催しました。

水道事業の経営状況については、水道料金体系の見直し、料金改定及び改定時期、水道加入金、福祉減免制度、基幹水道施設、TX沿線開発及び水道未普及地区の整備状況、今後の事業計画及び財政計画、固定資産の活用、水需要の動向などのテーマについて、上下水道審議会において慎重に調査し審議を行いました。その結果として、水道事業が市民生活はもちろん、経済活動に与える影響などを十分に考慮した上で、次のとおり審議が集約されましたので答申いたします。

### 1 水道事業の経営健全化に関するこ

平成4年度から赤字経営が続いており、近年の環境問題等による節水意識や節水器具の普及、企業の設備投資の縮小や大口需要者の地下水への依存度の高まりにより、水需要の大幅な減少に伴い大変厳しい経営状況といえます。

水道事業は、生活必需の基準であることと諸産業の基盤をなすものであり、できる限り低廉に維持継続していくことが重要であります。

水道使用者に等しく、均衡のとれた負担で、良質のサービスを提供することを目標に、生活に必要な飲料水を確保しながら、上水供給できるように経営健全化を図ること。

### 2 水道料金に関するこ

水道事業は、独立採算制によって経営すべきであるため、水道料金等の収入による供給単価に対して、必要な事業費用を見込んだ給水原価の格差が適正なものであることが必要であり、この適正な水道料金を確保しなければなりません。

また、現水道料金を約30年以上も改定せずに維持していましたが、このまま水道事業の経営を継続することは非常に困難といえます。

事業経営の主な財源としての水道料金については見直すことが急務であり、水道料金の体系の適正化を図ること。

### 3 水道加入金に関すること

給水区域内の新規需要者の水道加入時に徴収している加入金は、給水の形態によって徴収に差が生じております。

加入金の自己負担の公平性を改善するため、集合住宅の水道メータの個別検針する使用者も見直しの対象とすべきであり、水道加入促進事業の対策として料金の一部軽減も図ること。

## 水道事業経営の現状について

### 1 経営の現状について

近年の水需要傾向は、TX沿線開発地区の人口の増加が見られる一方で、学園都市中心部の公務員住宅の解体により、都市形態が変化することで人口の流失も大きくなっています。

また、東日本大震災の影響により、節水意識の高まりや節水機器の普及が影響し、大口需要者である独立行政機関、民間研究施設及び総合病院などは業務用水を地下水に依存する傾向が大きく、水道使用量も増加しないため、水道料金収入も低迷している状況にあります。

現水道料金は、昭和58年4月改定の旧筑南水道企業団当時の水道料金を適用しており、約30年以上も料金改定せずに水道事業を続けていた結果、現在その水道料金は、県内で一番安い水準となっております。

しかし、経営の指標である供給単価（収益）に対し給水原価（費用）を比較すると、給水原価が約3割程度高い「逆ざや」の状況となっております。

なお、必要経費を料金収入で賄うことができない赤字経営が続いており、赤字補填のために内部留保資金を取り崩して充当してきましたが、近年は当該資金も枯渇し、非常に厳しい経営環境になっています。

つくば市では、水道事業の経費削減（事務の効率化、水道施設の統廃合、水道加入促進、外部委託、民間技術の導入など）に努めていますが、給水原価に占める受水費の割合が高いため、水道用水供給事業者である県企業局に対して、受水費の料金値下げ要望を行っております。

また、水道未普及地区に簡易水道組合が約95施設点在しております、今後の水道整備促進の事業投資の増大が想定されます。

さらに、現在使用している水道管路や浄配水施設の大部分は、老朽化、耐震性及び耐用年数に達しているため、今後はこれらの改良や更新事業に要する工事費も増大します。

## 水道料金について

### 1 水道料金の改定について

水道事業は、独立採算制によって経営すべきであるため、水道料金の収入による供給単価に対して、必要な事業費用を見込んだ給水原価が適正であることが必要であります。この適正な水道料金を確保しなければ公共サービスの提供はおろか、水道事業の存続自体が危うくなります。

一般会計から収益的収支予算の財源として補助金の支援を受けておりますが、企業会計の独立採算制の観点に鑑みて、これからは改善をしなければなりません。

また、上水道未整備地区の幹線管整備及び面整備、老朽化した設備、管路の更新など資本的収支予算の施設整備費の財源が必要になります。

これら将来にわたって、継続可能な水道事業を実現するためには、安定した財源の確保と経営基盤を強化するためにも水道料金の改定が必要です。

## 2 水道料金の改定率について

審議の結果、経営健全化を図るため次の項目を確認しました。

- (1) 事業収支において欠損金（赤字）を出さないこと。
- (2) 事業運営の資金として内部留保資金を最低10億円確保すること。
- (3) 上水道未整備地区の整備事業を10年間で完了すること。
- (4) 一般会計から収益的収支予算の財源として補助金を縮減すること。
- (5) 一般会計から資本的収支予算の財源として出資金を繰入れること。

以上から、現在の財務状況や将来の財政計画を基に審議した結果、料金算定期間を平成35年度までとした場合、料金の平均改定率は約38%となり、一般家庭では約33%の値上げが必要になるととの結論に至りました。

しかし、水道料金の値上げは市民生活に大きな影響を与えるため、改定率については、慎重かつ柔軟に判断されることを望みます。

## 3 水道料金の改定時期について

東日本大震災による社会情勢の変化により、電気・ガスの相次ぐ料金値上げや消費税の増税も重なり、市民生活は厳しい状況であります。水道事業の経営健全化を図るため、適切な時期に水道料金の改定を行うことが望ましいといえます。

## 4 水道料金体系について

現水道料金体系は、使用負担の公平と料金体系の明確性を確保する観点から、基本料金と従量料金からなる現在の口径別料金体系を維持することが望ましいといえます。

また、基本料金と従量料金の割合を整理すると基本料金の割合は40%、従量料金の割合は60%となっており、給水原価に占める資本費の大部分を基本料金で回収する体系となっています。

つくば市の水道料金体系は、標準料金、特殊料金及び福祉料金の3種類の体系となっており、次のように改正または検討すべきです。

- (1) 標準料金は、水道料金負担の公平性を確保するため、周辺事業体と比較を行った結果、基本水量は現行の20m<sup>3</sup>/2ヶ月を維持し、使用料金の遞増度は現行の1.8から2.1に変更すること。

(2) 特殊料金は、共同住宅や共用栓であるため、現行の使用料金には標準料金の改定率に準じること。

なお、福祉減免制度は、福祉行政で対応すべきであり、負担の公平性を欠く状況となっていることから廃止も含めて検討すること。

ただし、水道料金体系は市民生活の基盤をなすものであるため、その料金は適正で妥当なものであり、できる限り低廉に維持継続すべきです。

## 水道加入金について

### 1 水道加入金の取扱い方について

つくば市では、給水条例に基づいて、給水装置の新設又は改造（水道メータ増径）の申請者に対して、口径別の水道加入金を設定しています。

しかし、水道加入金は、配水管から分岐した給水管に水道メータを設置した場合と受水槽一次側に水道メータを設置した場合に水道加入金を徴収していますが、受水槽二次側の各戸水道メータからは水道加入金を徴収していない状況です。

つまり、住居の形態によって水道加入金の徴収方法に違いが生じる点については、使用者負担の公平性の観点からも改善すべきであり、上水道への加入促進を推進するためにも次のように改正すべきです。

(1) 水道加入金体系は、現在の口径別料金を維持すること。

(2) 受水槽二次側の各戸水道メータを対象に水道加入金を徴収すること。

(3) 水道加入促進の対策として、一般家庭の水道加入金を軽減できるよう検討すること。

# 上下水道審議会の提言について

## 1 水道料金改定の周知について

水道料金を約30年ぶりに改定するにあたり、市民生活や企業活動に大きな影響を与えることから、水道料金の仕組み、料金改定の必要性、財務状況及び事業計画などについては、市報やホームページを利用し広報活動を積極的に行い、市民の理解を得られるよう十分に説明責任を果たすこと。

## 2 経費節減の推進について

水道経営の健全化を図るため、職員数の削減と適正人員、小規模施設の統廃合、事業のコスト縮減と抑制、外部委託の導入、未収金の回収及び資産の有効活用を引き続き継続すること。

## 3 水道料金体系の調査・研究について

独立採算を基本として運営される水道事業においては、施設整備のための投資に要した資金は、最終的に水道使用者から水道料金として徴収されるため、水道料金の設定に当たり、その公共性に鑑みて料金体系、原価の配賦方法を検討し、適正で安定した収益が確保できる水道料金体系について定期的に調査・研究すること。

## 4 上水道未整備地区の解消について

つくば市の水道普及率は約83%であり、県平均普及率が約93%に比べると低い状況である。

また、上水道未整備地区に多くの簡易水道組合が点在しており、上水道の普及促進事業にとって大きな弊害となっております。

上水道未普及地区については、簡易水道施設の老朽化、水質悪化及び出水不足などの原因で水の安定供給に支障が生じているため、主要水道幹線と地区的面整備は、計画的かつ効率的に事業を推進すること。

## 5 更新・耐震化の事業計画について

特に、漏水事故や施設の故障による断水は、市民生活や企業活動に大きな影響を及ぼします。常に安定供給を求められる水道事業では、更新・耐震化の事業計画を立て未然に予防することが必要であり、そのための事業資金を確保すること。

## 6 資産の有効活用について

春日庁舎の土地・建物を筑波大学に賃貸契約することにより費用対効果が図られているが、並木公舎の土地・建物は空き家で維持管理費が生じる不良物件であるため、一般公募による資産の売却も検討すべきである。今後は、資産の状況を調査検収した上で、利活用が望めない物件については整理すること。

## 7 受水費の値下げ要望について

つくば市水道事業では、経営健全化に向けて様々な取組みを実施していますが、特に企業局に支払う受水費は、給水原価の費用構成に占める割合が最も高いため、水道事業の経営に大きく影響を及ぼしています。

そのため県企業局に対し、県南広域水道受水団体8市町または市単独で受水費の値下げ要望を引き続き実施すること。

## 上下水道審議会委員名簿

(任期:平成25年11月11日～平成27年11月10日)

構成	氏名	所属・役職等	備考
1 会長	白川 直樹 しらかわ なおき	筑波大学システム情報系准教授	
2 副会長	島田 広道 しまだ ひろみち	筑波研究学園都市交流協議会 産業技術総合研究所 理事兼環境安全本部長	
3 委員	塚本 洋二 つかもと ようじ	つくば市議会議員 (都市建設常任委員会委員)	
4 委員	垣花 京子 かきはな きょうこ	筑波学院大学経営情報学部客員教授	
5 委員	川端 京子 かわばた きょうこ	税理士	
6 委員	酒井 利夫 さかい としお	筑波研究学園都市交流協議会会长 国土交通省国土技術政策総合研究所長	任期:H25年11月 ～H26年 8月
	潮田 資勝 うしおだ すけかつ	筑波研究学園都市交流協議会会长 物質・材料研究機構理事長	任期:H26年 8月 ～H27年11月
7 委員	茅根 繼雄 ちのね つぐお	茨城県企業局県南水道事務所長	任期:H25年11月 ～H26年 5月
	伊藤 隆 いとう たかし		任期:H26年 5月 ～H27年11月
8 委員	本多 めぐみ ほんだ めぐみ	茨城県つくば保健所長	
9 委員	三川 卓 みかわ たかし	つくば市工業団地企業連絡協議会会长 住友林業(株)筑波研究所長	任期:H25年11月 ～H26年 5月
	荒木 伸 あらき しん	つくば市工業団地企業連絡協議会会长 エーザイ(株)筑波研究所 グループ長 課長	任期:H26年 5月 ～H27年 6月
	伊東 正俊 いとう まさとし	つくば市工業団地企業連絡協議会会长 マルハニチロ(株)中央研究所 副部長兼課長	任期:H27年 6月 ～H27年11月
10 委員	木田 和雄 きだ かずお	つくば市区会連合会会长	
11 委員	坂本 義治 さかもと よしはる	つくば市区会連合会副会長	任期:H25年11月 ～H26年 5月
	小原 正彦 おはら まさひこ		任期:H26年 5月 ～H27年11月
12 委員	広瀬 俊一 ひろせ しゅんいち	つくば市商工会副会長	任期:H25年11月 ～H27年 6月
	細田 哲男 ほそだ てつお		任期:H27年 6月 ～H27年11月
13 委員	青柳 栄一 あおやぎ えいいち	つくば市共同給水組合連絡協議会会长	任期:H25年11月 ～H26年 8月
	野尻 耕三 のじり こうそう		任期:H26年 8月 ～H27年11月
14 委員	鷹巣 節子 たかす せつこ	つくば市食生活改善推進員協議会会长	任期:H25年11月 ～H26年 5月
	栗山 光子 くりやま みつこ		任期:H26年 5月 ～H27年11月
15 委員	大久保 京子 おおくぼ きょうこ	主婦	

(敬称略)

## 上下水道審議会の経過

	開催場所	審議事項等
第1回	日時:平成25年11月11日(月) 14:00~16:10 場所:つくば市役所 6階 全員協議会室2	・会長、副会長の選出 ・質問 ・水道事業の概要について ・経営状況及び経費節減の取組み
第2回	日時:平成26年1月30日(木) 14:00~16:15 場所:つくば市役所 6階 全員協議会室1	・料金体系の概要 ・つくば市の料金体系について ・他事業体との比較 ・全国的な動向について
第3回	日時:平成26年5月30日(金) 14:00~16:10 場所:つくば市役所 6階 全員協議会室2	・水需要予測について ・給水人口の推計 ・給水量の推計 ・財政収支の見通し
第4回	日時:平成26年8月5日(火) 15:00~17:00 場所:つくば市役所 6階 全員協議会室2	・建設改良計画及び財政収支見通し ・水道加入金の対象について ・福祉減免制度について
第5回	日時:平成26年11月13日(木) 14:00~16:10 場所:つくば市役所 6階 第2委員会室	・現行料金体系の分析 ・料金体系の見直し方針について ・料金体系案の検討 ・料金の徴収方法について
第6回	日時:平成27年2月19日(木) 14:00~15:40 場所:つくば市役所 6階 全員協議会室2	・料金体系案の検討
第7回	日時:平成27年6月26日(金) 15:00~17:15 場所:つくば市役所 5階 庁議室	・標準料金の精査 ・特殊料金の設定について ・大口需要者アンケート調査結果 ・県への料金値下げ要望の報告
第8回	日時:平成27年8月18日(火) 15:00~17:00 場所:つくば市役所 6階 第2委員会室	・特殊料金の精査 ・答申書(案)の検討
第9回	日時:平成27年10月 日( ) 15:00~17:00 場所:つくば市役所	・答申書について
	日時:平成27年11月6日(金) 16:00~16:30 場所:つくば市役所 5階 市長応接室	・答申書の提出

## 資料1 水道料金体系(案)

太字改定案

()改定前

使用期間2ヶ月当り 税抜き

区分	種別	口径 (mm)	基本料金		従量料金(使用水量1m <sup>3</sup> につき)								
			金額(円)		第1段階	第2段階	第3段階	第4段階	第5段階				
標準料金	水道料金	13	2,800	(2,200)	21m <sup>3</sup> ~40m <sup>3</sup> 150円 (110円)  1m <sup>3</sup> ~40m <sup>3</sup> 150円 (110円)	41m <sup>3</sup> ~80m <sup>3</sup> 190円 (130円)	81m <sup>3</sup> ~200m <sup>3</sup> 230円 (150円)	201m <sup>3</sup> ~1,000m <sup>3</sup> 260円 (170円)	1,001m <sup>3</sup> ~ 310円 (200円)				
		20	3,600	(2,800)									
		25	6,000	(4,600)									
		30	7,800	(6,000)									
		40	17,000	(13,000)									
		50	37,000	(28,000)									
		75	94,000	(72,000)									
		100	210,000	(160,000)									
		150	530,000	(400,000)									
		200	990,000	(760,000)									
特殊料金	臨時用	なし			使用水量1m <sup>3</sup> につき700円(450円)								
	生活専用集合住宅	13	2,800	(2,200)	使用水量1m <sup>3</sup> につき160円(115円)								
		20	3,600	(2,800)									
		25	6,000	(4,600)									
		30	7,800	(6,000)									
		40	17,000	(13,000)									
		50	37,000	(28,000)									
	共同住宅の共用栓	75	94,000	(72,000)									
		13	1,700	(1,200)	使用水量1m <sup>3</sup> につき70円(50円)								
		20	2,500	(1,800)									
		25	4,900	(3,600)									
		30	7,800	(6,000)									
		40	17,000	(13,000)									

## 資料2 福祉減免制度(案)

福祉料金	社会福祉世帯	減免額は契約口径の基本料金相当額(口径25以上は口径20の基本料金相当額)	福祉減免制度は廃止の方向で検討
	社会福祉施設	減免額は口径13の基本料金に生活用の部屋数を乗じて得た額	

## 資料3 水道加入金(案)

税抜き

口径	加入金	太字改定案, ()改定前
13	30,000	(30,000)
20	*70,000	(80,000)
25	140,000	(140,000)
30	*290,000	(295,000)
40	430,000	(430,000)
50	780,000	(780,000)
75	1,500,000	(1,500,000)
100	2,500,000	(2,500,000)
150	5,600,000	(5,600,000)
200	8,000,000	(8,000,000)

\*口径20は加入促進のため約10%軽減する。  
\*口径30は5千円減額する。